

令和元年 第12回 浜松市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 場所

令和元年12月16日(月) 午後1時30分 浜北区役所3階 大会議室

2. 委員の出欠 出席： 松澤崇 中島雅弥 松島好則 田中照明 原田博示 袴田正保  
松尾康弘 横井利治 鈴木克育 袴田博子 根木常次 内山進吾  
岡本純 藤村猪三 高井孝平 後藤剛 小杉高史 森島倫生  
鈴木英雄 水崎久司 井上保典 伊藤安子 小柳守弘 鈴木要

欠席：

3. 出席した事務局職員

清水克 鈴木智久 石川宗明 木下穰 齋藤和也 石田潤司 松本行弘 河村幸一郎  
奥山英洋 吉山和志 富永幹人 鈴木健吾 加茂真也  
松島康浩(緑政課) 武田英司(緑政課) 山本裕美(緑政課)

4. 審議事項

- 第88号議案 農地法第3条の規定による許可について
- 第89号議案 農地法第4条の規定による許可について
- 第90号議案 事業計画変更承認申請について
- 第91号議案 農地法第5条の規定による許可について
- 第92号議案 非農地証明について
- 第93号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
- 第94号議案 相続税の納税猶予制度の免除手続(20年経過)に係る  
特例農地等の利用状況の確認について
- 第95号議案 農用地利用集積計画の決定について
- 第96号議案 浜松市農業振興地域整備計画の変更案に対する意見聴取について
- 第97号議案 浜松市農業委員会における内部統制について

5. 報告事項

- 報第82号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- 報第83号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について
- 報第84号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について
- 報第85号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 報第86号 時効取得を原因とする農地の所有権移転登記申請について
- 報第87号 農地の地目変更登記に係る報告について
- 報第88号 農用地の所有権移転あっせん申出に係る買入協議の要請について

6. その他

## 議事の概要

局長 みなさん、こんにちは。本日はお忙しい中をお集まりいただきまして、ありがとうございます。定刻になりましたので、只今から、令和元年第 12 回浜松市農業委員会総会を開会いたします。

なお、本日の出席委員でございますけれども、定数 24 名のところ、全員出席の 24 名と過半数を超えておりますので、本会が成立いたしますことをご報告申し上げます。

それでは、松島会長、ご挨拶に続いて開会宣言をお願いいたします。

会長 みなさん、こんにちは。12 月の師走で大変忙しい中お集まりいただきありがとうございます。天候が暖かく農業の立場からすると、寒い時は寒くないといけないなと思います。生活するには暖かい方が良いのですが、その時期に合った気候というのが農産物には適していると思っております。みなさんも生産がやり難いのではないかと考えております。余談でございますが、いろいろな所で師走の行事がございます。清水寺では今年の漢字ということで、令和の令が選ばれていまして、家族の間で予想していたところ私が当たりましたが、何も賞品はもらえませんでした。あと、ユーキャンの流行語大賞ですが、ラグビーが盛り上がったので ONE TEAM が選ばれました。ONE TEAM という言葉はどこでも使われますが、私達農業委員会も ONE TEAM で頑張っていくということや、その他いろいろな場所でもひとつになってやっていくということで、言葉としては使いやすい言葉なので選ばれたのかと考えております。あと、今年の反省を考えますと、3 年任期のちょうど半分まで来ました。半分の任期の間、何ができたか振り返ってみますと、できたことできなかったことがたくさんあります。これも踏まえまして折り返しの後半戦も頑張っていきたいと思っておりますので、みなさんのご協力をお願いしたいと思います。もう 1 つでございますが、こちらに水崎委員と後藤委員がいますが、今月の 5、6 日に担い手サミットの全体会が静岡の地で開催されました、詳しいことは水崎委員が実行委員長でございますので、また何かの機会にご報告いただきたいと思います。ご苦労様でございました。

簡単な挨拶でございますが、来年もよろしくお願ひしたいということで、挨拶と代えさせていただきます。

それでは、只今から、令和元年第 12 回浜松市農業委員会総会を開会いたします。

局長 ありがとうございます。それでは、ここからの進行は議長として松島会長にお願いします。

議長 それでは、議事録署名人を私から指名させていただいてご異議ございませんか。

( 異議なし )

議長 それでは、議席番号 16 番の後藤剛委員、議席番号 17 番の小杉高史委員をお願いいたします。

それでは、議事に入ります。第 88 号議案農地法第 3 条の規定による許可についてを上程いたします。事務局から、説明をお願いします。

鈴木智 それでは、お手元の議案 1 ページをご覧ください。

鈴木智 ( 議案の表紙を読み上げる )

鈴木健 今月の申請案件は、地区積志、整理番号 185 番外 12 件でございます。申請の内訳でございすが、所有権移転の売買に係る案件が 6 件、贈与に係る案件が 4 件、賃貸借に係る案件が 1 件、区分地上権に係る案件が 2 件でございます。許可することができない場合を定めております、農地法第 3 条第 2 項各号の判断につきましてはそれぞれ調査書に記載されておりますので、議案と併せて資料の調査書写しをご覧ください。それでは、整理番号に丸を付した案件について説明いたします。

議案 3 ページ、地区亀玉、整理番号 197 番は売買に係る案件でございます。譲受人は、東区小池町に事務所を置く [REDACTED] です。[REDACTED] は、東区小池町と浜北区染地台の 2 ヶ所にて特別養護老人ホーム、デイサービス、こども園等の総合福祉施設を運営する法人です。この度、浜北区新原の農地を売買により取得し、入所者用のリハビリ農園として整備したく申請にいたったものでございます。申請地は、[REDACTED] に位置する農地です。取得後は大根、さつまいも、みかんを作付けしていく計画でございます。なお、この案件は、社会福祉法人がリハビリ農園とする目的で農地法第 3 条の許可を得ようとするものであり、農地法施行令第 2 条に定められる不許可の例外規定に該当し、各要件は除外されております。説明は以上でございます。

議 長 それでは、事務局の説明に続いて、調査会の現地調査と資料の調査書による協議結果についてのご報告をお願いいたします。

整理番号 185 番、186 番について、積志地区調査会の田中委員からお願いします。

田 中 整理番号 185 番、186 番の 2 件につきまして、地区調査会で審議した結果、特に問題はございませんでした。

議 長 整理番号 187 番、188 番について、入野・神久呂・雄踏地区調査会の原田委員からお願いします。

原 田 整理番号 187、188、調査会で協議した結果、問題ありませんでした。

議 長 整理番号 189 番、190 番について、湖東地区調査会の袴田正保委員からお願いします。

袴田正 整理番号 189、190、調査会において協議の結果、特に問題ございませんでした。

議 長 整理番号 191 番について、新津・可美地区調査会の根木委員からお願いします。

根 木 191 番、地区調査会で検討した結果、特に問題はございませんでした。

議 長 整理番号 192 番について、都田地区調査会の岡本委員からお願いします。

岡 本 整理番号 192 番につきまして、調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。

議 長 整理番号 193 番について、引佐地区調査会の高井委員からお願いします。

高 井 引佐調査会では別に問題はございませんでした。

議 長 整理番号 194 番について、浜名・北浜地区調査会の小杉委員からお願いします。

小 杉 整理番号 194 番、地区調査会において審議した結果、特に問題はありませんでした。

議 長 整理番号 195 番から 197 番について、中瀬・赤佐・亀玉地区調査会の森島委員からお願いします。

森 島 特に 197 番でございますが、社会福祉法人が開設する農園。先月三方原の同じ案件について私が少し問題の提議をさせていただきましたが、1 か月後に私のところで同じ案

森 島 件が出てくるとは思っておりませんでした。私なりにこの地域の状況も踏まえて開設者にお会いして参りました。ご本人がおっしゃるのに農業に対する取り組みの姿勢というのが、極めて真面目で真剣であったというところを確認して参りました。問題はありません。他の2件も問題はありませんでした。

議 長 はい、ありがとうございます。これより質疑に入ります。只今の事務局説明、地区担当委員からの説明についてのご発言のある方は挙手をお願いします。

( 質疑なし )

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。第88号議案農地法第3条の規定による許可については、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

議 長 異議ないものと認め承認することといたします。

次に、第89号議案農地法第4条の規定による許可についてを上程いたします。事務局から、説明をお願いします。

鈴木智 議案5ページをご覧ください。

( 議案の表紙を読み上げる )

鈴木健 今月の申請案件は、地区長上、整理番号100番、外16件でございます。転用目的別の内訳は、農家住宅が2件、自己用・共同住宅関連が11件、駐車場関連が2件、営農型太陽光発電が2件。農地区分は、農用地区域内農地が2件、第1種農地が4件、第2種農地が3件、第3種農地が8件でございます。それでは、転用面積が最も大きい案件について説明いたします。

議案7ページ、地区浜名、整理番号112番をご覧ください。浜北区小松の畑1,280㎡において、共同住宅を建築したいという申請です。申請地は、XXXXXXXXXXのところに位置する農地です。申請地の農地区分につきましては、上下水道管が埋設されている道路の沿道の区域であって、概ね500m以内に2つ以上の教育施設があることから、第3種農地に該当すると判断いたしました。事業計画は、申請地に共同住宅2棟、駐輪所、駐車場、緑地を設ける計画で、設備の配置計画から見て転用規模は適当と思われれます。申請地の周囲にはフェンスと擁壁を設ける計画であり、雨水排水については敷地内側溝から地下調整池に流入させ道路側溝へ制限放流し、汚水、雑排水については下水道管へ放流する計画であることから、周辺農地の営農に支障を及ぼすものではないと判断いたします。また、都市計画法の開発許可の見込みがあること、資金計画の見込みもあることから、転用の確実性も認められるものであります。以上のことから、立地基準、一般基準ともに満たすものであり、許可相当であると考えます。説明は以上でございます。

議 長 それでは、事務局の説明に続いて、調査会の現地調査と資料の調査書による協議結果についてのご報告をお願いします。

整理番号100番について、蒲・和田・長上地区調査会の中島委員からお願いします。

中 島 整理番号100番につきまして、地区調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。

- 議長 整理番号 101 番につきまして、中ノ町・笠井地区調査会の分を私からご報告します。  
調査会で協議した結果、特に問題はございませんでした。  
整理番号 102 番から 104 番について、積志地区調査会の田中委員からお願いします。
- 田中 102 番から 104 番の 3 件につきまして、地区調査会で協議した結果、特に問題はございませんでした。
- 議長 整理番号 105 番から 108 番について、入野・神久呂・雄踏地区調査会の原田委員からお願いします。
- 原田 整理番号 105 番から 108 番まで、地区調査会で協議した結果、問題ありませんでした。
- 議長 整理番号 109 番、110 番について、三方原地区調査会の内山委員からお願いします。
- 内山 整理番号 109 番、110 番、地区調査会で審議した結果、問題ありませんでした
- 議長 整理番号 111 番について、都田地区調査会の岡本委員からお願いします。
- 岡本 整理番号 111 番につきまして、地区調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。
- 議長 整理番号 112 番、113 番について、浜名・北浜地区調査会の小杉委員からお願いします。
- 小杉 整理番号 112 番、113 番、地区調査会において協議した結果、特に問題はありませんでした。
- 議長 整理番号 114 番から 116 番について、中瀬・赤佐・鹿玉地区調査会の森島委員からお願いします。
- 森島 調査会の結果、問題ありません。
- 議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。只今の事務局説明、地区担当委員からの説明についてご発言のある方は挙手をお願いします。
- ( 質疑なし )
- 議長 よろしいでしょうか。それでは採決いたします。第 89 号議案農地法第 4 条の規定による許可については、原案どおり承認することにご異議ございませんか。
- ( 異議なし )
- 議長 異議ないものと認め承認することといたします。  
次に、第 90 号議案事業計画変更承認申請についてを上程いたします。事務局から、説明をお願いします。
- 鈴木智 議案 9 ページをご覧ください。
- ( 議案の表紙を読み上げる )
- 鈴木健 農地法第 4 条または、第 5 条の転用許可を受けた者は、事業計画に従い、速やかに事業を行うこととされていますが、許可を受けた後、やむを得ずその事業計画を変更しようとする場合は、許可権者が事業計画の変更承認をすることができるとされており  
ます。  
今月の申請は、当初の許可済地全てを第三者が承継し、転用する全部承継が 1 件でございます。地区芳川、整理番号 6 番について説明いたします。申請人は、当初の転用事業者である [REDACTED]、承継者である [REDACTED] でございます。申請に

鈴木健 至った経緯でございますが、当初の転用事業者は、浜松へ転勤する計画であり、自己用住宅を建築するため、[ ]年 [ ]月に農地法第5条の許可を受けましたが、勤務先の都合により浜松市へは転勤とならず、事業未着手のまま現在に至っております。承継者である [ ]は、申請地に太陽光発電施設を計画したものでございます。申請地である南区金折町の畑は、 [ ]のところに位置する農地でございます。農地区分は、市街地化の進む区域に近接している区域内にある農地の区域で、その規模がおおむね10ha未満であることから、第2種農地に該当いたします。転用計画は、併用地を含む659㎡に、発電能力305Wの太陽光パネル208枚を設置するもので、配置計画から見て転用面積は適当と認められます。敷地の外周にはフェンスを設置し、雨水は自然浸透させる計画であり、配置計画から見て適正な規模と認められるものでございます。当初の許可目的達成が困難になったことが、転用事業者の故意又は重大な過失によるものではないと認められること。雨水は、自然浸透させる計画であること、資金計画の見込みがあることから転用許可基準を満たすものと判断されます。なお、事業計画変更後の5条申請につきまして、議案23ページ整理番号1276番にて申請がされておりますので、そちらでの審議も併せてお願いいたします。

議長 只今、事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。  
( 質疑なし )

議長 それでは、ご意見等もないようですので、第90号議案事業計画変更承認申請については、原案どおり承認することにご異議ございませんか。  
( 異議なし )

議長 異議ないものと認め承認することといたします。

次に、第91号議案農地法第5条の規定による許可についてを上程いたします。事務局から、説明をお願いします。

鈴木智 議案11ページをご覧ください。  
( 議案の表紙を読み上げる )

石川 今月の申請案件は、地区中央、整理番号1183番外185件でございます。転用目的別の内訳につきましては、農業用倉庫が1件、自己用・共同住宅関連が133件、事業用の建物関連が3件、駐車場、資材置場など事業用のその他施設への転用が28件、一時転用が5件、太陽光発電が11件、営農型太陽光発電が4件、植林が1件でございます。また、農地区分別の内訳につきましては、農用地区域内農地が10件、第1種農地が31件、第2種農地が43件、第3種農地が103件でございます。整理番号に丸を付した3件について説明させていただきます。

議案27ページ、地区三方原、整理番号1303番をお願いします。北区初生町の畑4筆、4,300㎡について、資材置場を設けたいという申請でございます。申請者は、 [ ]に本社を置き、 [ ]を営む法人です。近年、受注が増加しており、既存の資材置場では不足しているため、同社の営業所に近い申請地に資材置場を新設し、今後の更なる受注増加に対応すべく申請にいたったものでございます。申請地は、 [ ]

石 川 [ ]に位置する農地です。申請地の農地区分につきましては、市街地の区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模が概ね 10ha 未満であることから、第 2 種農地に該当する農地であると判断いたしました。本転用事業は、給水管、排水管、砕石等を置く資材置場を新設する計画であり、配置計画からみて、転用面積は適当と思われます。申請地は砕石敷とし、周囲には見切工を行う計画であること、雨水は自然浸透させ、余剰分は雨水枡を経て道路側溝へ放流する計画であることから、周辺農地の営農に支障を及ぼすものではないと判断いたします。また、資金計画の見込みもあることから、転用の確実性も認められるものであります。申請地の選定に際し代替地の検討もなされていることを踏まえると、立地基準、一般基準ともに満たすものであり、許可相当であると考えます。

続きまして、議案 28 ページ、地区三方原、整理番号 1310 番をお願いします。北区初生町の畑 2 筆、2,988 m<sup>2</sup>について、資材置場を設けたいという申請でございます。申請者は、[ ]に本社を置き、[ ]を営む法人です。近年、受注が増加しており、既存の資材置場では不足しているため、受注先に近く、交通の便が良い申請地に資材置場を新設し、今後の更なる受注増加に対応すべく申請にいたったものでございます。申請地は、[ ]に位置する農地です。申請地の農地区分につきましては、上下水道管が埋設されている道路の沿道の区域であって、概ね 500m 以内に 2 つ以上の教育施設があることから、第 3 種農地に該当すると判断いたしました。本転用事業は、コンクリート二次製品を置く資材置場を設ける計画であり、配置計画からみて、転用規模は適当と思われます。申請地は砕石敷とし、周囲には見切工を行う計画であること、雨水は自然浸透させる計画であることから、周辺農地の営農に支障を及ぼすものではないと判断いたします。また、資金計画の見込みもあることから、転用の確実性も認められるものであります。以上のことから、立地基準、一般基準ともに満たすものであり、許可相当であると考えます。

続きまして、議案 35 ページ、地区亀玉、整理番号 1362 番をお願いします。浜北区新原の畑、5,626 m<sup>2</sup>について、工場を設けたいという申請でございます。申請者は、[ ]に本社を置き、[ ]を営む法人です。近年、受注が増加しておりますが、既存の工場では手狭であり、周囲の状況から拡張もできないため、申請地に工場を新設し、今後の更なる受注増加に対応すべく申請にいたったものでございます。申請地は、[ ]のところに位置する農地です。申請地の農地区分につきましては、街区の面積に占める宅地の面積の割合が 40%を超えているため、第 3 種農地に該当すると判断いたしました。本転用事業は、工場、38 台収容の駐車場、緑地を新設する計画であり、配置計画からみて、転用規模は適当と思われます。申請地の周囲には見切工を行う計画であること、排水計画は、敷地内側溝から調整池に流入させ、既設水路へ制限放流する計画であることから、周辺農地の営農に支障を及ぼすものではないと判断いたします。また、都市計画法の開発許可の見込みがあること、資金計画の見込みもあることから、許可相当であると判断いたしました。説明は以上でございます。

議 長 それでは、事務局の説明に続いて、調査会の現地調査と資料の調査書による協議結果

- 議長 についてのご報告をお願いします。
- 松澤 整理番号 1183 番から 1189 番について、中央地区調査会の松澤委員からお願いします。  
1183 番から 1189 番の 7 件につきまして、地区調査会で協議した結果、特に問題はございませんでした。
- 議長 整理番号 1190 番から 1197 番について、蒲・和田・長上地区調査会の中島委員からお願いします。
- 中島 整理番号 1190 番他 7 件につきまして、地区調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。
- 議長 整理番号 1198 番から 1206 番について、中ノ町・笠井地区調査会の分を私からご報告申し上げます。  
調査会で協議した結果、特に問題はございませんでした。  
整理番号 1207 番から 1232 番について、積志地区調査会の田中委員からお願いします。
- 田中 地区調査会で協議した結果、特に問題ございませんでした。
- 議長 整理番号 1233 番から 1252 番について、入野・神久呂・雄踏地区調査会の原田委員からお願いします。
- 原田 地区調査会で審議した結果、問題ありませんでした。
- 議長 整理番号 1253 番から 1264 番について、湖東地区調査会の袴田正保委員からお願いします。
- 袴田正 整理番号 1253 番から 1264 番 12 件、調査会において協議の結果、特に問題ございませんでした。
- 議長 整理番号 1265 番から 1269 番について、庄内地区調査会の松尾委員からお願いします。
- 松尾 整理番号 1265 番から 1269 番まで 5 件、庄内地区の調査会において調査した結果、特に問題ありませんでした。
- 議長 整理番号 1270 番から 1274 番について、篠原・舞阪地区調査会の横井委員からお願いします。
- 横井 1270 番から 1274 番までについて、調査会で検討した結果、特に問題ありませんでした。
- 議長 整理番号 1275 番から 1285 番について、芳川・飯田地区調査会の鈴木克育委員からお願いします。
- 鈴木克 1275 番から 1285 番までの 11 件、調査会において問題ありませんでした。
- 議長 整理番号 1286 番から 1296 番について、河輪・五島・白脇地区調査会の袴田博子委員からお願いします。
- 袴田博 整理番号 1286 番から 1296 番までの 11 件について、調査会で協議した結果、特に問題はありませんでした。
- 議長 整理番号 1297 番から 1302 番について、新津・可美地区調査会の根木委員からお願いします。
- 根木 整理番号 1297 番から 1302 番までの 6 件につきまして、地区調査会で検討した結果、特に問題はございませんでした。

議 長 整理番号 1303 番から 1319 番について、三方原地区調査会の内山委員からお願いします。

内 山 整理番号 1303 番から 1319 番までの 17 件、地区調査会で協議した結果、問題ありませんでした。

議 長 整理番号 1320 番から 1323 番について、都田地区調査会の岡本委員からお願いします。

岡 本 整理番号 1320 番から 1323 番 4 件につきまして、調査会で審議しました結果、特に問題はありませんでした。

議 長 整理番号 1324 番から 1327 番について、細江地区調査会の藤村委員からお願いします。

藤 村 整理番号 1324 番から 1327 番の 4 件、調査会で審議した結果、異議ありませんでした。

議 長 整理番号 1328 番について、引佐地区調査会の高井委員からお願いします。

高 井 調査会では問題ありませんでした。

議 長 整理番号 1329 番について、三ヶ日地区調査会の後藤委員からお願いします。

後 藤 整理番号 1329 番につきまして、地区調査会で協議した結果、特に問題ございませんでした。

議 長 整理番号 1330 番から 1343 番について、浜名・北浜地区調査会の小杉委員からお願いします。

小 杉 整理番号 1330 番から 1343 番の 14 件、地区調査会において協議した結果、特に問題はありませんでした。

議 長 整理番号 1344 番から 1364 番までについて、中瀬・赤佐・庵玉地区調査会の森島委員からお願いします。

森 島 調査会の議論の結果、問題ありません。

議 長 整理番号 1365 番について、天竜・龍山地区調査会の鈴木英雄委員からお願いします。

鈴木英 整理番号 1365 番、調査会で審議の結果、問題ありませんでした。

議 長 整理番号 1366 番から 1368 番について、春野地区調査会の水崎委員からお願いします。

水 崎 以上 3 件につきまして、春野調査会で協議した結果、問題はありませんでした。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。只今の事務局説明、地区担当委員からの説明についての発言のある方は挙手をお願いします。

( 質疑なし )

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。第 91 号議案農地法第 5 条の規定による許可については、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

議 長 異議ないものと認め承認することといたします。

次に、第 92 号議案非農地証明についてを上程いたします。事務局から説明をお願いします。

鈴木智 議案 37 ページをご覧ください。

( 議案の表紙を読み上げる )

今回の申請案件は、地区積志、整理番号 28 番でございます。申請人は、北区細江町中川の■■■■■■■■■■です。申請地は、東区大島町■■■■■■■■■■で、■■■■■■■■■■

鈴木智 [ ] に位置しております。登記地目は畑、現況は宅地、申請面積は 155 m<sup>2</sup>でございます。現在建っている建物は、昭和 34 年に建築され、申請人の夫が昭和 39 年に親族より申請地と一緒に贈与を受けたものです。現在は、身体の事情により一時的に息子夫婦の家に住んでいますが、今後も住居として利用するものです。この度、農地の上に建物が建っている状況が判明したため、是正したく申請に至りました。つきましては、非農地証明の基準である建築物等の敷地として必要最小限の面積であり、かつ、建築後 10 年以上経過しており、農地への復元が容易でないと認められるものに該当し、非農地証明書の交付が適当と判断されるものでございます。説明は以上でございます。

議長 只今、事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。

( 質疑なし )

議長 それでは、ご意見等もないようですので、第 92 号議案非農地証明については、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

議長 異議ないものと認め承認することといたします。

次に、第 93 号議案相続税の納税猶予に関する適格者証明願についてを上程いたします。事務局から説明をお願いします。

鈴木智 議案 39 ページをご覧ください。

( 議案の表紙を読み上げる )

相続税の納税が猶予される、相続税の納税猶予の特例の適用を、新たに受ける者について、皆さまにご審議いただくものです。相続税の納税猶予の特例の適用を受けるためには、被相続人が、死亡の日まで農業を営んでいたことと、相続人が、相続税の申告期限までに、相続等により取得した農地等で、農業経営を開始し、その後も引き続き、農業経営を行うと認められることを、農業委員会が証明する必要があります。これを適格者証明といいます。

今回の申請案件は、地区中央・神久呂、整理番号 4 番から 6 番の 1 件となります。被相続人は、[ ] 年 [ ] 月 [ ] 日に亡くなられた、[ ]、相続人は、中区富塚町で被相続人と同居されていた、子の [ ]、70 歳です。申請地は、中区富塚町 [ ] の畑外 8 筆、計 7,664 m<sup>2</sup>です。令和元年 12 月に、現地調査を実施し、その結果、適正に農地として管理がされていることを確認しております。また、申請者から聴取したところ、被相続人が死亡の日まで農業を営んでいたこと、申請者に今後も引き続き農業経営を行っていく意思があることを確認しましたので、相続税納税猶予の適格者証明の交付が適当と判断されるものでございます。説明は以上でございます。

議長 只今、事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。

( 質疑なし )

議長 それでは、ご意見等もないようですので、第 93 号議案相続税の納税猶予に関する適格者証明願については、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

議長 異議ないものと認め承認することといたします。

議長 次に、第 94 号議案相続税の納税猶予制度の免除手続(20 年経過)に係る特例農地等の利用状況の確認についてを上程いたします。事務局から説明をお願いします。

鈴木智 議案 41 ページをご覧ください。

( 議案の表紙を読み上げる )

今月の申請案件は、地区中央、整理番号 33 番外 2 件でございます。相続税の納税猶予の特例の適用から 20 年経過することによる、相続税の免除手続に伴い、納税猶予の適用を受けている農地等の利用状況について、税務署へ報告するため、皆さまにご審議いただくものでございます。

それでは、納税猶予の適用を受けている特例農地の面積が大きい、地区入野・神久呂、整理番号 35 番から 37 番、西区入野町 [REDACTED] 外 24 筆について、ご説明いたします。被相続人は、[REDACTED] 年 [REDACTED] 月 [REDACTED] 日に亡くなられた、[REDACTED]。相続人は、西区入野町にお住いの、子の [REDACTED]、66 歳です。特例農地の面積は、申告時、現在とも 15,785 m<sup>2</sup>です。12 月 3 日に現地調査を実施しました。その結果、ターサイや空心菜、柿等が耕作され、農地の管理が行われていましたので、その旨を税務署へ報告いたします。

また、整理番号 33 番、34 番につきましても、適正に耕作され、農地の管理がされていたので、その旨を税務署へ報告いたします。説明は以上でございます。

議長 只今、事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。

( 質疑なし )

議長 それでは、ご意見等もないようですので、第 94 号議案相続税の納税猶予制度の免除手続(20 年経過)に係る特例農地等の利用状況の確認については、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

議長 異議ないものと認め承認することといたします。

次に、第 95 号議案農用地利用集積計画の決定についてを上程いたします。事務局から、説明をお願いします。

鈴木智 議案 43 ページをご覧ください。

( 議案の表紙を読み上げる )

富 永 それでは、別添資料の別冊 1 をご覧ください。令和元年度第 9 回浜松市農用地利用集積計画(案)でございます。公告予定は令和元年 12 月 20 日となります。2 枚めくって頂きまして、農用地利用集積利用権等設定内訳表をご覧ください。合計 233 筆、225,499.94 m<sup>2</sup>の内訳でございます。今月は、笠井地区での 1 筆をはじめとして、計 21 地区での利用権設定を予定しております。その次の 1 ページから利用権設定明細が掲載されております。1 ページから 21 ページは相対契約及び中間管理事業によるもの、23 ページから 27 ページは農地利用集積円滑化事業によるもの、29 ページは所有権移転を掲載しております。

それでは、内容について説明させていただきます。はじめに、1 ページから 21 ページをご覧ください。相対契約による利用権設定が 209 筆ございます。このうち新規就農に

富 永 関するものについて抜粋してご説明いたします。12 ページの 54 番から 56 番及び 13 ページの 57 番をご覧ください。[ ] です。現在、主に東区大島町で温室メロン等を作付けしている [ ] が令和元年 10 月に設立した会社で、従業員の雇用の安定を図るため、今回の申請に至りました。東区大島町 [ ]、外 3 筆、合計 4,882 m<sup>2</sup>を借り受けて温室メロンの栽培を予定しております。

次に、13 ページの 58 番、59 番をご覧ください。[ ] です。昭和 38 年 6 月に設立された会社で、現在は養鶏を中心に事業を行っている会社ですが、今後農業部門も拡大していきたいという意向から、今回の申請に至りました。西区和光町 [ ]、外 1 筆、合計 4,707.54 m<sup>2</sup>を借り受けてヒサカキの栽培を予定しております。

次に、9 ページの 1 番から 12 ページの 53 番及び 19 ページ、21 ページをご覧ください。農地中間管理事業による静岡県農業振興公社に対する利用権設定が 57 筆ございます。農地中間管理事業は、農地所有者から中間管理機構である県の農業振興公社が利用権設定により農地を借り受け、公社から農業者への転貸については、農用地利用配分計画書を公社が県知事に申請し、県知事の認可を受けることにより転貸が成立するもので、備考欄に配分予定先を記載してあります。それでは、このうち集積面積の多い案件について抜粋してご説明いたします。10 ページの 26 番から 12 ページの 44 番をご覧ください。本件は、県の農業振興公社が北区細江町気賀 [ ] 外 18 筆の田、計 16,664 m<sup>2</sup>を 7 名の農地所有者から借受け、機構のルールに基づき、同地区内で営農している農業者 5 名に配分を予定するものです。

以上の計画の内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしています。説明は以上でございます。

議 長 只今、事務局から説明がありました。何かご意見、ご質問はございませんか。

( 質疑なし )

議 長 それでは、ご意見等もないようですので、第 95 号議案農用地利用集積計画の決定については、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

議 長 異議ないものと認め承認することといたします。

次に、第 96 号議案浜松市農業振興地域整備計画の変更案に対する意見聴取についてを上程いたします。事務局から、説明をお願いします。

鈴木智 議案 45 ページをご覧ください。

( 議案の表紙を読み上げる )

松 本 農地利用課農地活用グループの松本と申します。よろしく申し上げます。先月は農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画の変更、除外・編入に係る個別案件をご審議いただき、ありがとうございました。また、整備計画本体変更案についてのたくさんの貴重なご意見等、ご協力ありがとうございました。先月に引き続きまして、農業振興地域整備計画の計画本体の変更案について、ご審議いただきたいと思っております。資料は別冊 2 の農業振興地域整備計画変更案の新旧対照表と、みなさまにいただいたご意見をまとめたものになります。新旧対照表につきましては、先月、配布したものと同じものでござ

松 本 います。ご意見に対する回答を説明させていただくかたちで進めさせていただきます。  
よろしくをお願いします。

お手元の A3 両面印刷されている、農業振興整備計画変更案に意見に対する回答一覧  
をご覧ください。調査会時にご提出いただいたものを 1 枚の紙にまとめさせていただきました  
ました。ご意見を事項の順番にまとめましたので、これに沿って意見の紹介をしつつそ  
れに対する回答を進めさせていただきたいと思います。

( 回答一覧 読み上げ )

みなさま方からいただいたご意見への回答は以上となります。

今後の定期変更のスケジュールにつきまして、ご説明させていただきます。農業委員  
会や土地改良区の意見をいただきまして、年明けの令和 2 年 1 月の中旬までに県との事  
前調整を終え、1 月中旬から下旬に県へ事前協議申出をしまして、2 月上旬には県の管  
理調整会議での説明を行います。事前協議終了後、変更案の縦覧・公告・異議申出期間、  
それぞれ問題なく進めば令和 2 年 5 月下旬から 6 月上旬に決定というスケジュールとな  
ります。説明は以上です。

議 長 只今、事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。

( 森島委員 挙手 )

議 長 はい、森島委員。

森 島 全体として農業振興整備計画の変更案についての意見が比較的たくさんこの場で審  
議されるにいたったことは、画期的なことだと思います。会長にも評価していただきたい  
と思います。事務局に対してですが、我々の指摘や問題意識の伝達について、正面か  
ら受け止めてご検討いただいた経過が読み取れるということで評価したいと思います。  
回答ですが少し木で鼻を括ったものがあると感じました。もう少し農家の置かれている  
状況を正面から受け止めていただくことが重要だと思いますが、なかなか現状の行政の  
立場では難しいとは思いますが、発言をさせていただきます。私が問題提起いたしました、  
5 ページの表 3 の見方ですが、回答は現在の農用地面積に対する将来の農用地の用  
途変更等の面積を示したものだとおっしゃっています。ここでいう用途変更等の面積と  
は何なのか。我々が除外から転用まで議論をしている全ての案件が、この用途変更等の  
面積に含まれるのではないかということについてお答えをいただきたいと思います。同  
じ項目ですが、200ha 減は、関係諸法の目的を理解した上で運用した結果ですとありま  
すが、行政の立場から言えばこのようになるのでしょうか、200ha の減少がどのような  
形で浜松市の農業の生産量と生産額の減少に影響を及ぼしたか、またそれをどのように  
回復させるか、あるいは維持させるかというところに議論を発展させないと、本来の議  
論にならないと会長に指摘させていただきたいと思います。以上です。

議 長 森島委員のおっしゃることは理解しております。目標設定については努力するという  
ことになると解釈しております。

森 島 事務局、用途変更の面積の中に全ての案件が含まれているという理解でいいですか。

松 本 改めて説明させていただきます。農用地区域の中には用途区分という概念がありまし  
て、青地農地の中の種類としては、農地、採草放牧地、混牧林地、農業用施設用地と 4

松 本 種類あります。日頃みなさま方にご審議いただいているのは、青地農地から白地農地にするという除外の協議をしていただいています。用途変更とは青地を青地のまま変更することですので、耕作の目的に供されている農地につきまして、農業上必要な農業用施設として青地のまま使うということを指します。みなさま方に日頃ご審議いただいているには除外ですので、用途区分を外すということは別物になります。

森 島 用途区分の変更については 10 町歩だという表の見方ですか。

松 本 そうですね。過去の実績を踏まえて大体 10ha 位と見込んでいます。

森 島 表 3 の浜北区の部分に三角 1 町歩の表記がありますが、これは何を意味していますか。

松 本 耕作目的の農地から農業用施設に変わるであろう推計となります。現実的には変わるかもしれませんが、この位の規模で農業用施設になるのではないかという数字です。

森 島 おっしゃるところの 200ha 減少というのはどこから持ってきた数字ですか。

松 本 新旧対照表の右側の農地面積 11,810.7ha と、新旧対照表の左側の農地面積 11,566.6ha の差となります。

森 島 わかりました。200ha 減は諸法令を適切に運用した結果だということはわかりませんが、その後農業をどのように振興するかの議論が必要だと申し上げているのですが、残念ながらそこについては触れられていないです。その議論を今後深めたいというのが私の主たる意見です。以上です。

議 長 森島委員の意見については、今後農業委員会としても議論していきたいということで、この話は別日に話し合いたいと思います。

その他ございますでしょうか。

( 田中委員 挙手 )

議 長 はい、田中委員。

田 中 37 ページから 39 ページですが、37 ページの第 6、農業を担うべき者の育成ということに関して伺います。39 ページに農業従事者数という表がありますが、ここに 10 年後の人数が出ていますが、認定農業者や新規就農者、農業経営法人などがあります。浜松市に認定農業者が仮に 1,200 戸あれば 10 年後に 1,500 戸などと具体的な目標を検討した経過があるか伺いたいと思います。できれば、認定農業者や新規就農者、農業経営法人などを戸数で捉えた方がいいのではないかと思います。人数も参考になると思いますが、そのあたりも検討していただければと思います。以上です。

松 本 検討させていただきたいと思います。私は農地利用課の職員ですので、認定農業者の事業となりますと農業経営基盤強化促進法の話で、農業振興課の担当となります。農業振興課からの情報を盛り込ませていただいていますので、国のガイドラインを確認しながらできる範囲で対応したいと思いますので、よろしく願います。

議 長 その他ございますでしょうか。

( 高井委員 挙手 )

議 長 はい、高井委員。

高 井 この間、研修に行った時に、講師が浜松市の将来の農地面積は 6 割になるとのことでしたが、そのような方は農地利用課から情報をもらっているのですか。

松 本 国土利用計画というものを浜松市の土地政策課で作成しております。そちらにも農地等の面積を記載しておりますので、国土利用計画を参考にした可能性もあると思われます。

高 井 講師の先生のお話では、1年間で100haの農地が減ると聞きました。そのような話があるということは浜松市の情報として外部にも出ているので、浜松市としては農業を振興していく方法を考えるべきだと思います。また、生産性の高い農地でも中山間地でも同じように検討していってほしいと思います。

議 長 私としては農業をする場合でも、除外をする場合でも、農地の大きさで区別せずやっ  
ていかななくてはいけないと思っております。その中で、ルールに則って除外された場合に生産量がどうなるかということで、面積が減った分土地改良等をして生産性を上げるなどの議論をしていくべきだと考えております。

高 井 農業で生活をしていけるような方法を考えていくべきだと思います。このままでは農業を辞めていく人も減らないと思いますし、農業をやり辛い状況だと思います。

森 島 そこも含めて、会長がおっしゃったように別の場で議論を進めようということですので、高井さんのおっしゃりたいことは会長にも十分伝わったと思います。

議 長 高井さんよろしいですか。

高 井 はい。

議 長 他にございますでしょうか。

( 質疑なし )

議 長 それでは、ご意見等もないようですので、第96号議案浜松市農業振興地域整備計画の変更案に対する意見聴取については、先ほどのみなさんからのご意見を記して回答するというごことでご異議ございませんか。

( 異議なし )

議 長 異議ないものと認め回答することといたします。

次に、第97号議案浜松市農業委員会における内部統制についてを上程いたします。事務局から、説明をお願いします。

鈴木智 議案47ページをご覧ください。

( 議案の表紙を読み上げる )

局 長 それではご説明させていただきます。協定書の中身をご説明する前に右上に参考資料と書かれた、浜松市における内部統制の取り組みをご覧くださいと思います。今回、内部統制の取り組みをご説明するに至った経緯としましては、参考資料の1内部統制に記載してありますが、地方自治法の改正により令和2年4月から、政令指定都市では内部統制に取り組まなければいけないとなりました。また、内部統制の目的は、事務を執行する主体である長自らが、行政サービスの提供等の業務上に潜む不正やミスなど組織目的を阻害する要因を評価及びコントロールし、業務の適正な執行を確保するためとなっております。具体的に何をするかと言うと、事務上のリスクを管理し、取り組みへの点検・評価を文書化、見える化することで、ルールの整備や見直しを行うPDCAサイクルを確立し、組織内の全員がそのルールを守って業務を行う仕組みを整えるとなっております。

局長 ります。我々が行政事務を行っている、同じ業務でも様々なミスが発生します。ミスが発生すると最終的には住民サービスの低下に繋がります。誰が行っても適正な業務が可能なように、業務を文書化・見える化していくとごさいます。今までもこのような取り組みは行っていましたが、法改正されたことにより市としても改めて取り組んでいかなければならないとごさいます。ただ、地方自治法の規定では、内部統制の対象範囲は長の事務となっております。市長以外の執行機関における内部統制への取り組みは、各執行機関の意思に委ねられています。我々は農業委員会ですので執行機関は別でございまして、農業委員会会長の元事務を行います、我々は浜松市職員でもありますので、市長以外の執行機関であったとしても、市長と同じように内部統制を行っていくということで、協定書に農業委員会も加わっています。この総会で委員のみなさんから承認をいただければ、議決をもって協定書に押印していきたいと思ひます。説明は以上でございます。

議長 只今、事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませぬか。  
( 森島委員 挙手 )

議長 はい、森島委員。

森島 局長のご説明ですが、説明すればそういったことになるのでしょうか、内部統制の協定を結ぶことで、我々の活動がどのように変わるのか教えてください。

局長 活動は一切変わりませぬ。

森島 会長とよく話をするのですが、それぞれの農業委員のみなさん方が担当する区域の状況によって、農業委員1人1人の取り組み方は変わってるところがありまして、これを一本化するというのはなかなか難しいことだと会長もよくおっしゃることです。この内部統制は事務局の範囲で収まるかと思ひたので、各農業委員が内部統制に従えばこうあるべきという議論になりませぬか。

局長 森島委員が具体的にどのようなことを想定されているのか、教えていただきたいと思ひます。

森島 例えば、案件があり農業委員は守秘義務を課せられていますが、同時に調査員等とは違ってその家庭に訪問して具体的な事業の計画について伺うことができる時に、この地域の農業委員はそれができるが、それ以外のところは難しいという場合に、どちらに統一するかという議論にならないかということなんです。

局長 農業委員さんは行政委員でありますので、守秘義務や個人情報の保護は、どちらで対応するかというよりは厳格に守っていただきたいと思ひます。それは文書化する以前の問題ですので、今後においても何ら変わるものではないと思ひます。

森島 はい、わかりました。

議長 他にございませぬでしょうか。

( 小柳委員 挙手 )

議長 はい、小柳委員。

小柳 協定書の中で浜松市農業委員会における位置付けなんです、第5条の教育委員会等の中に含まれているということによろしいですか。

局長 そうです。

小柳 協定書について農業委員会とは関係無いかもしれませんが、第2条は浜松市教育委員会が主語となっているのに対して、第3条は浜松市人事委員会が主語ならいいのですが、浜松市職員の任用が主語になっていますが、こういったことでよろしいのですか。

局長 浜松市役所の法務部門である政策法務課と協議をして作成した協定書になりますので、問題ないと理解しております。

小柳 ありがとうございます。

高井 このようなものは今までにもあったのですか。目的は何ですか。

局長 地方自治法の改正で内部統制に取り組むように指示がありましたので、この場でご審議いただいております。

議長 他にございますでしょうか。

( 質疑なし )

議長 それでは、ご意見等もないようですので、第97号議案浜松市農業委員会における内部統制については、先ほどのみなさんからのご意見を記して回答するというご異議ございませんか。

( 異議なし )

議長 異議ないものと認め承認することといたします。

次に、報告事項について、事務局から報告をお願いします。

鈴木智 今月の報告事項については、議案49ページに記載のとおりでございます。報告事項については以上でございます。

議長 只今の報告事項につきましては、ご承知おき願いたいと思います。

次に、緑政課から生産緑地の面積緩和について、説明と意見聴取を行いたいということですので、担当者から説明をお願いします。

松島康 ・生産緑地の面積緩和について

議長 それでは、その他として委員の皆様から、活動を通して何かありましたらお願いいたします。

( 意見なし )

議長 それでは、事務局から連絡事項がありましたらお願いします。

齋藤 ・しずおか農地利用最適化推進1・1・1運動について

・農業委員会だよりについて

・災害義援金について

今後の会議予定

・第1回 農業委員会 総会

令和2年1月16日(木)午後2時30分から

場 所 浜松市役所 北館1階 101・102会議室

・浜松市農業委員会 新年親睦会

令和2年1月16日(木)午後5時30分から

場 所 ホテルコンコルド浜松(予定)

齋 藤 ・西部地区農業委員会 研修会  
令和2年1月31日(金)午後2時15分から午後4時15分  
場 所 可美公園総合センター 2階ホール

議 長 以上で、本日の審議案件、報告事項につきましては終了いたしました。  
長時間に亘り、ご熱心なご討議ありがとうございました。これをもちまして、第12  
回浜松市農業委員会総会を閉会といたします。

閉会時間 午後3時35分

以上、議事の正確さを期すため署名する。

令和元年12月16日

会 長 松島 好則

委 員 後藤 剛

委 員 小杉 高史